

神奈川県土砂の適正処理に関する条例

届出・申請の手引き

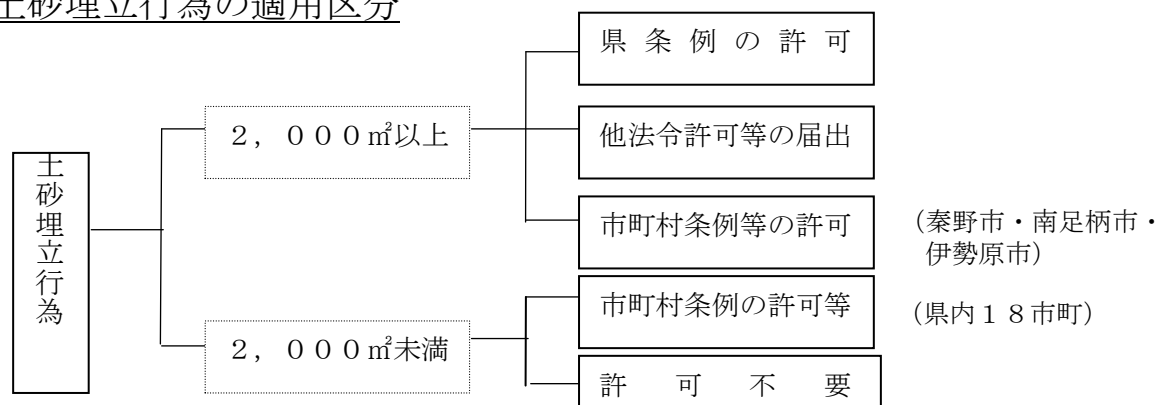
(土砂埋立行為編)

神奈川県県土整備部技術管理課

(目 次)

○土砂埋立行為の適用区分	1
○土砂埋立行為許可手続きの流れ	2
○土砂埋立行為を行おうとする	3
許可の基準1 (他の場所への搬出を目的としない)	5
許可の基準2 (他の場所への搬出を目的とする)	6
○土砂埋立行為の許可を申請する	7
土砂埋立行為許可申請書に添付する図面	9
土砂埋立行為許可申請書(第7号様式)記載例	11
資力及び信用に関する申告書(第7号様式の2)記載例	13
土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の能力に関する申告書 (第7号様式の3)記載例	14
土砂埋立行為等を行う土地の所有者の同意書(第7号様式の4) 記載例	15
○許可が不要な土砂埋立行為	16
○他法令の許可を受けて土砂埋立行為を行う	17
土砂埋立行為届(第6号様式)記載例	19
○問い合わせ及び書類提出先	20

土砂埋立行為の適用区分



※2,000㎡以上の埋立行為であっても条例の許可不要の場合がありますが、事務所で現場確認の上判断することとなっておりますので、ご相談の上、確認を求めてください。

事前相談

本条例には、事前相談に関する規定はありません。

しかし、手続きに関わる諸事項を事前にご確認いただくことは、合理的な許認可事務につながるものであり、とりもなおさず申請等を行う方々を利するものであります。

したがって、土砂埋立行為を行う皆様には、各土木（治水）事務所において事前相談を行っていただきますよう、お願いいたします。

→ 相談窓口（P20参照）

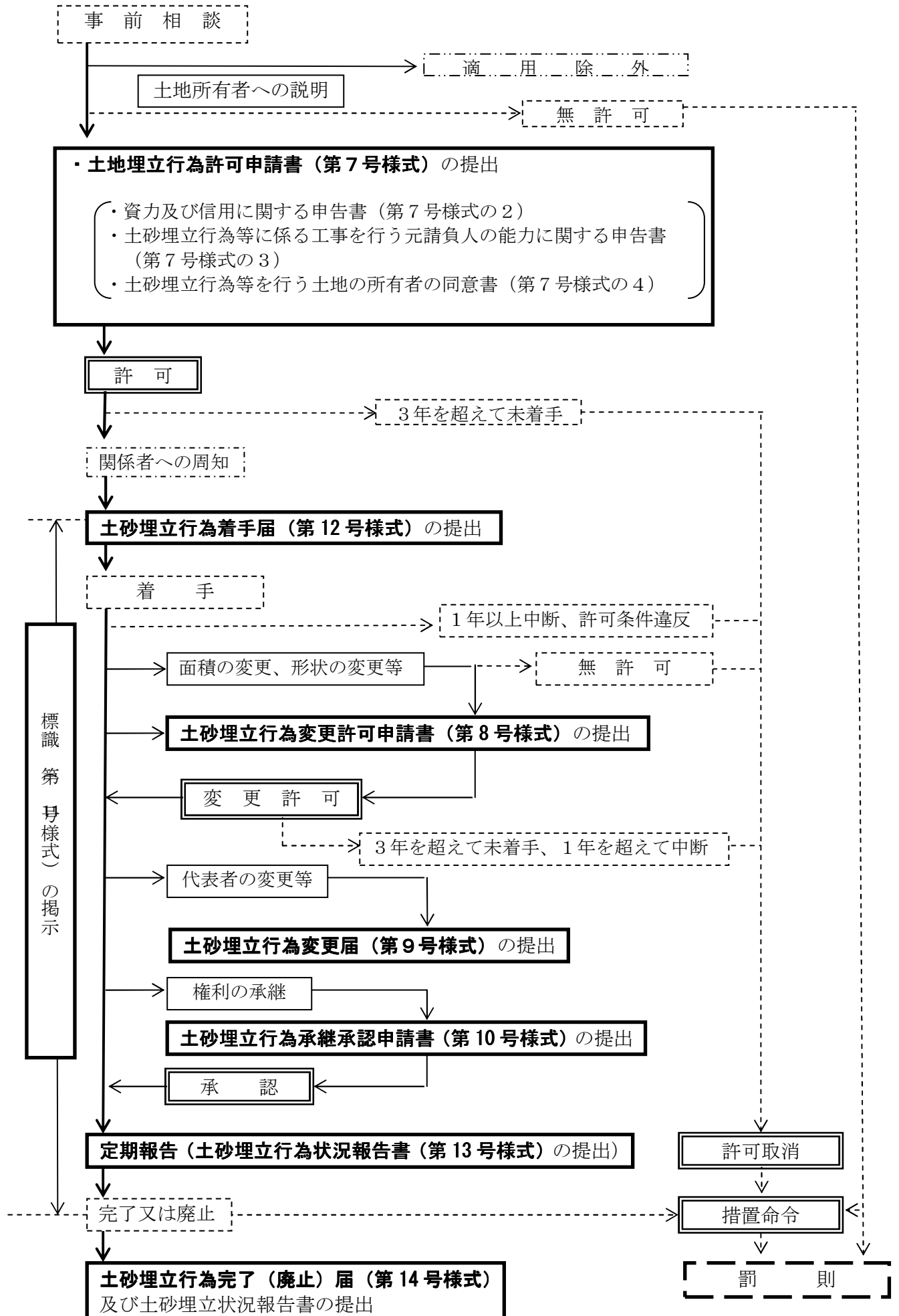
各土木（治水）事務所 許認可指導課許認可（許認可指導）班
（川崎治水事務所は管理課許認可用地班）

（確認させていただく事項）

1. 許可申請等の要・不要
1. 提出書類の詳細
1. 疑義のある点、不明な点
1. その他

- （注）
- ・ 県では、市街化調整区域、未線引白地地域において開発行為（土地の区画形質の変更）を行う場合には土地利用調整を行っていますので、地域県政総合センター企画調整部にご相談ください。
 - ・ 市町村でも土地利用の指導等を行っている場合がありますので、同様に市町村へもご相談ください。
 - ・ 1,000㎡以上のストックヤードについては、大気汚染防止法の規定により、届出が必要となる場合がありますので、各地域県政総合センター環境部（横浜、川崎、横須賀、相模原、藤沢市域は各市）へお問い合わせください。

土砂埋立行為許可手続きの流れ



1. 土砂埋立行為を行おうとする

- ◎ 神奈川県内で土砂埋立行為を行う場合、土砂埋立行為を行う者は次の点を踏まえて計画を作成しなければなりません。
- 1 土砂埋立行為に用いた土砂の崩壊、流出その他の災害の発生の防止のため必要な措置を講じなければならない。
 - 2 土砂埋立行為及び土砂埋立行為に伴う土砂の崩壊又は流出を防止するため必要な措置を行う土地の所有者に対し、当該土砂埋立行為等の内容について説明し、埋立行為や必要な措置を行うことについて同意を取得しなければならないこと。
 - 3 土砂埋立行為に適した土砂を用いるよう努めなければならない。
- ◎ 神奈川県内で、2,000 平方メートル以上の土砂埋立行為を行う場合は、原則的に土砂埋立行為許可申請書（第7号様式）を提出し、知事の許可を受けなければなりません。
- ※ 2,000 平方メートル未満の土砂埋立行為であっても、市町村条例により許可が必要な場合もあり、2,000 平方メートル以上であっても、規模や条件により許可を要しない場合がありますので、土砂埋立行為を行う場合は土木（治水）事務所に事前に相談するようこころがけてください。

◎ 県では、申請のあった土砂埋立行為について次の視点で審査します。これらが条例等に定める基準に適合すると認めるとききでなければ許可はできません。十分ご注意ください。

- 1 土砂を埋立て、盛土した後の土地の形状が条例で定める基準に適合しているかどうか。
- 2 たい積した土砂が崩れたり、流出することを未然に防止するための擁壁、排水施設などの必要な施設の有無及びこれらの施設が条例で定める基準に適合しているかどうか。
- 3 土砂を埋立て、盛土する際の施工方法が条例に規定する基準に適合しているかどうか。
- 4 許可を取得しようとする者がその土砂埋立行為を完了させるため必要な資力及び信用をもっているかどうか。
- 5 土砂の埋立て、盛土、あるいは、擁壁、排水施設などを整備する工事を施工する者が必要な能力をもっているかどうか。
なお、原則として、施工者は、建設業法の許可が必要になります。
- 6 許可を取得しようとする者が土砂の埋立てや擁壁、排水施設等の施設を設置する土地の所有者に対し、計画の内容を説明し、同意を得ているかどうか。

「許可の基準」規則別表対応表

埋立種別 基準対象	他の場所への搬出を 目的とするものを除く	他の場所への搬出を 目的とするもの
1 土地の形状	別表第3	別表第4
2 施設	別表第5	別表第6
3 方法	別表第7	別表第8
4 資力・信用	規則10条1項3号(別表なし)	
5 施工者能力	規則10条1項4号(別表なし)	
6 土地所有者の同意	規則10条1項5号(別表なし)	

※これらの基準については、P5～P6の概要図に示してありますが詳しくは土木(治水)事務所に確認してください。

※ 土砂埋立行為を行う土地の区域における土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が5m以下であり、なおかつ土砂埋立行為の最大たい積時に用いる土砂の数量が1万立方メートル未満の場合、上記の4及び5については、審査の対象としません。

◎許可の基準1 一他の場所への搬出を目的としない土砂埋立行為（施行規則 別表第3、5、7関係）

盛土高— のり面の土層と下層間の垂直距離
 （小段等によって上下に区分されているのり面においては、上層のり面上端と下層のり面下端間の距離）
 ※ 擁壁（→設置の場合）の高さは除く
 （別表第3 1(1)）

盛土高に応じたのり面勾配表

h	a	b
5m未満	1	1.8以上
5m以上 10m未満	1	2.0以上
10m以上	1	2.0以上 かつ 安定計算により安全が確保される勾配

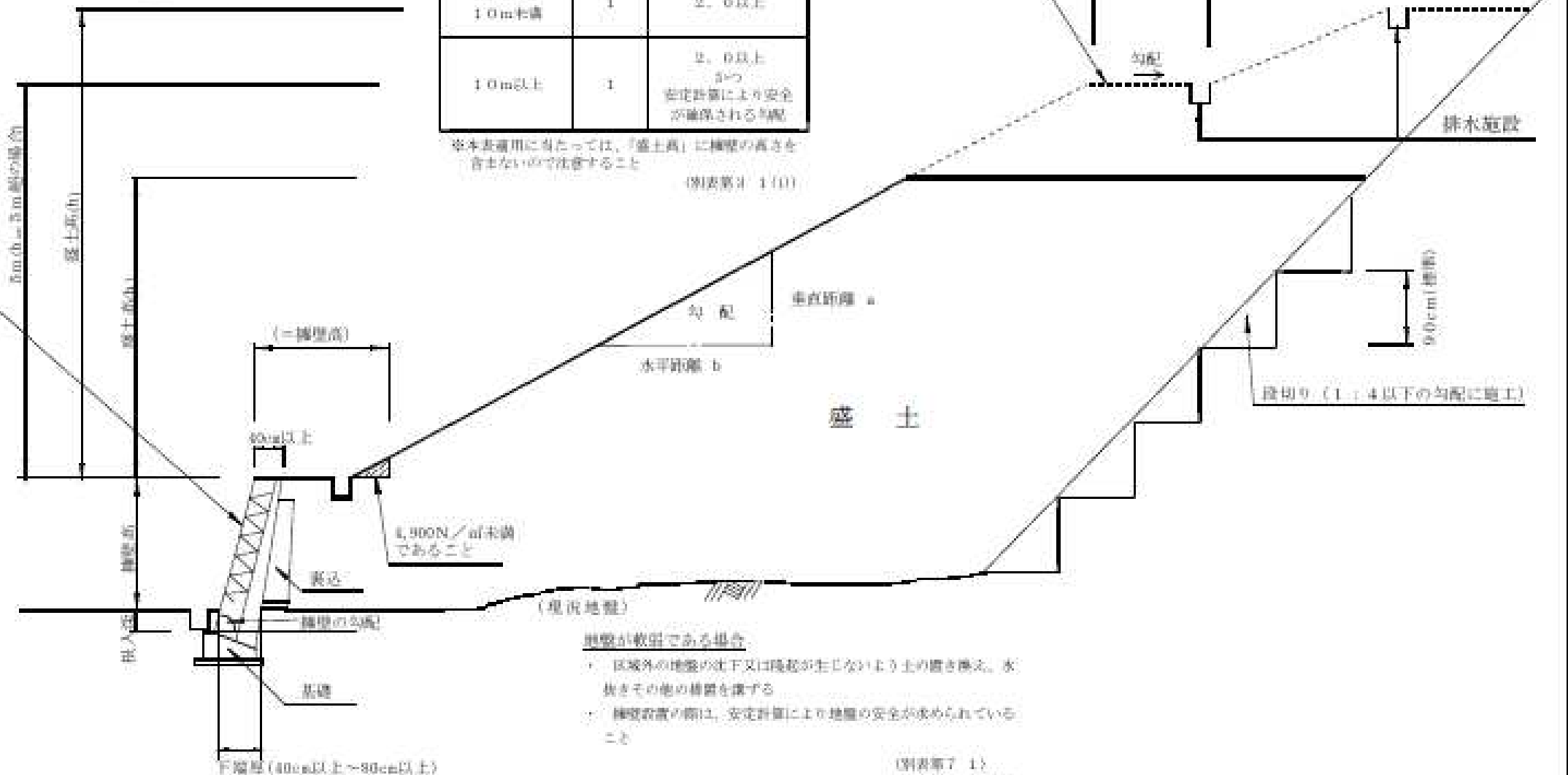
※本表適用に当たっては、「盛土高」に擁壁の高さを含まないで注意すること
 （別表第3 1(1)）

排水勾配設置

- ・ 下水道法施行令第8条第2号、第3号及び第4号から第10号までの規定に適合した構造であること
- ・ 区域内の雨水その他の地表水を排除の対象とし、支障なく流下させることができる勾配及び断面積を有すること
 （別表第5 1）

おしり 構造（別表第3 2）

- ・ 鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石積み造その他の積み造のもの（1）
- ・ 建築基準法施行令第36条から第39条まで、第72条（第3項を除く）、第73条から第75条まで及び第79条の基準に適合していること（2）
- ・ 1個/3㎡（壁面面積）以上、耐水材料を用いた水抜穴（内径7.5㎜以上）を設置すること（2）
- ・ 水抜穴の間隔その他必要な場所への透水層を設置すること（2）
- ・ 土圧等（土圧、水圧及び自重）による擁壁の破壊、転倒、隆起のすべり、沈下が生じないことを構造計算により確認すること（鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造）→(4) (5)
- ・ 擁壁の勾配及び高さの区分に応じた下部部分の厚さは表の値に適合すること（間知石積み造その他の積み造）→(4)ア
- ・ 擁壁の上端の厚さが40㎝以上となっていること（間知石積み造その他の積み造）→(4)ア
- ・ 盛土にあっての根入れ深さは、擁壁の高さの100分の15（その値が35㎝に満たないときは33㎝）以上とする→(4)イ
- ・ すべり及び沈下に対して安全である基礎が設けられていること→(4)イ

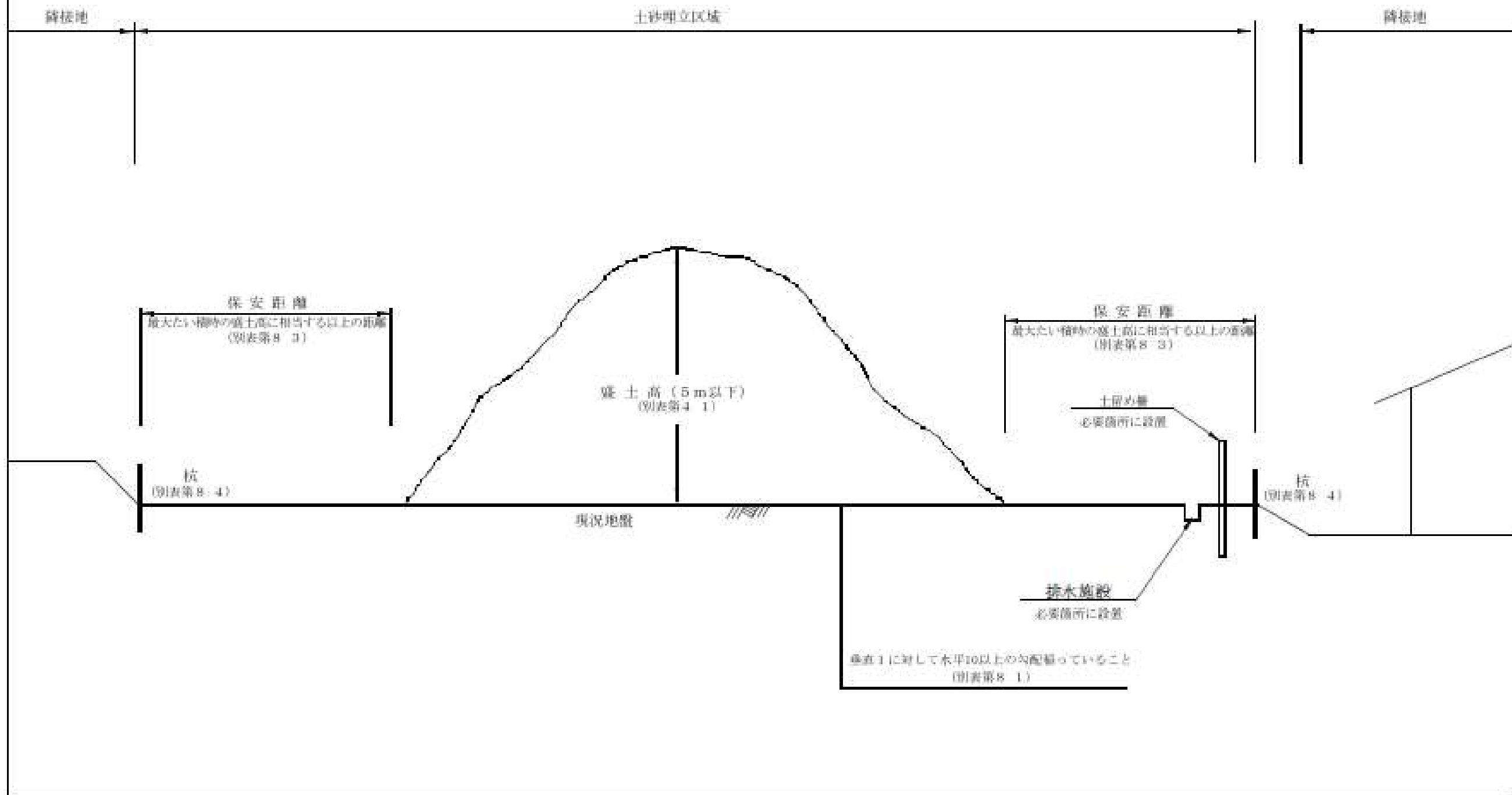


地盤が軟弱である場合

- ・ 区域外の地盤の状況又は隆起が生じないよう土の置き換え、水抜きその他の措置を講ずる
- ・ 擁壁設置の際は、安定計算により地盤の安全が求められていること

（別表第7 1）
 （別表第3 2(8)）

◎許可の基準2 ー他の場所への搬出を目的とする土砂埋立行為 (施行規則 別表第4, 6, 8関係)



2. 土砂埋立行為の許可を申請する

土砂埋立行為許可申請書（第7号様式）に必要事項を記載し、次に掲げる図書を添えて提出します。

(1) 別表第2に掲げる図面

[別表第2抜粋]

- ・位置図及び周辺の見取図
- ・土砂埋立行為の完了時及び最大たい積時の平面図
- ・土砂埋立行為の完了時及び最大たい積時の断面図
- ・排水施設の平面図
- ・排水施設の断面図
- ・擁壁の断面図
- ・擁壁の背面図
- ・土砂の崩壊又は流出を防止する施設及び災害を防止する施設の立面図又は断面図
- ・土砂埋立区域及び土砂埋立行為を行う土地の区域の測量図

(2) 土砂埋立行為の完了時及び最大たい積時に用いる土砂の数量を計算した書面

(3) 盛土高（※）が10メートル以上になる土砂埋立行為にあつては、土質試験等に基づく安定計算書

(4) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合は、応力計算及び断面算定をした構造計算書並びに算定の根拠を記載した書面

(5) 排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びに算定の根拠を記載した書面

(6) 調整池の容量及び放流量を算定した書面並びに算定の根拠を記載した書面

(7) 沈砂池の容量を算定した書面

(8) 土砂埋立行為等に係る工事の工事の手順、土砂埋立行為等に係る工事を行っている間における災害発生防止のための工法その他の施工の計画を明らかにした書面

(9) 土砂埋立区域及び土砂埋立行為を行う土地の区域の求積表

(10) 土砂埋立区域の土地の登記簿謄本及び公図の写し

(11) 資力及び信用に関する申告書（第7号の2様式）

(12) 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の能力に関する申告書（第7号の3様式）

(13) 土砂埋立行為等を行う土地の所有者の同意書（第7号の4様式）

(14) 土砂埋立区域の土地について土砂埋立行為等の妨げとなる権利を有する者の相当数の者（前号に規定する者を除く。）の同意を得ていることを証する書面

(15) その他知事が必要と認める図書

※ 盛土によって生じたのり面の上端（のり面が小段等によって上下に分離されている場合は、上層ののり面の上端。以下同じ。）とのり面の下端（のり面が小段等によって上下に分離されている場合は、下層ののり面の下端。以下同じ。）との間の垂直距離をいう。のり面を擁壁で覆う場合は、当該擁壁の高さ（宅地造成等規正法施行令第1条第5項に規定する擁壁の高さをいう。）を除く。

書類の提出部数

申請書等及び添付書類は、**正本1通、副本1通の計2通を作成**して提出してください。

副本については、正本をコピーして作成してください。申請受付後に受付印を押してお返しします。

土砂埋立行為許可申請書に添付する図面

(1/2)

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図及び周辺の見取図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 土砂埋立区域の位置及び区域 <input type="checkbox"/> 道路並びに目標となる土地及び建物等(駅、停車場、公共建物、河川、湖沼等)	1/25,000以上	
土砂埋立行為の完了時及び最大たい積時の平面図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 県界、市町村界及び市町村名 <input type="checkbox"/> 市町村の区域内の町又は字の境界及び名称並びに土地の地番及び坪状 <input type="checkbox"/> 土砂埋立区域の境界線 <input type="checkbox"/> 土砂埋立行為の境界を示すくい位置 <input type="checkbox"/> 土砂埋立行為に伴って切土を行う場合、当該切土を行う土地の区域の境界線及び当該境界を示すくい位置 <input type="checkbox"/> 盛土若しくは切土又は擁壁の勾配及び位置並びに高さを示すくい等(以下「丁張」という。)の位置 <input type="checkbox"/> のり面の位置 <input type="checkbox"/> 擁壁の位置 <input type="checkbox"/> 排水施設の位置 <input type="checkbox"/> 沈砂池その他災害の発生を防止するための施設の位置	1/500以上	1. 断面図を作成した箇所は断面図と照合できるように記号を付すること。 2. 完了時と最大たい積時の形状が同一である場合は、その旨を表示し完了時の図面を提出すること 3. 仮設の場合は、その旨を明示すること。 4. 工事の進捗によつて仮設工作物の位置等を変更する場合は、進捗状況に従い別葉とすること。
土砂埋立行為の完了時及び最大たい積時の断面図	<input type="checkbox"/> 土砂埋立行為の高さ及び勾配 <input type="checkbox"/> 土砂埋立行為を行う前後の地盤面 <input type="checkbox"/> 盛土若しくは切土又は擁壁の丁張の位置 <input type="checkbox"/> のり面の保護の方法 <input type="checkbox"/> 擁壁の位置 <input type="checkbox"/> 排水施設の位置 <input type="checkbox"/> 管理施設の位置及び沈砂池その他災害の発生を防止するための施設の位置	縦断面図 縦 1/200以上 横 1/500以上 横断面図 1/200以上	1. 完了時と最大たい積時の形状が同一である場合は、その旨を表示し完了時の図面を提出すること。 2. 仮設の場合は、その旨を明示すること。
排水施設の平面図	<input type="checkbox"/> 排水施設の位置 <input type="checkbox"/> 排水施設の規模 <input type="checkbox"/> 排水施設の勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	
排水施設の断面図	<input type="checkbox"/> 排水施設の種類 <input type="checkbox"/> 排水施設の材料及び内のり寸法	1/50以上	

土砂埋立行為許可申請書に添付する図面

(2/2)

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
擁壁の断面図	<input type="checkbox"/> 擁壁の寸法及び勾配 <input type="checkbox"/> 擁壁の材料の種類及び寸法 <input type="checkbox"/> 裏込コンクリートの寸法 <input type="checkbox"/> 鉄筋の位置及び寸法 <input type="checkbox"/> 透水層の位置及び寸法 <input type="checkbox"/> 擁壁を設置する前後の地盤面並びに基礎地盤の土質 <input type="checkbox"/> 基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	
擁壁の背面図	<input type="checkbox"/> 擁壁の高さ <input type="checkbox"/> 鉄筋の位置及び寸法 <input type="checkbox"/> 水抜穴の位置、材料及び内径 <input type="checkbox"/> 透水層の位置及び寸法	1/50 以上	
土砂の崩壊又は流出を防止する施設及び災害を防止する施設の立面図又は断面図	<input type="checkbox"/> 施設の種類 <input type="checkbox"/> 施設の材料 <input type="checkbox"/> 施設の形状 <input type="checkbox"/> 施設の寸法及び勾配	1/50 以上	立面図は、2面以上とすること。
土砂埋立区域及び土砂埋立行為を行う土地の区域の測量図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 土地の地番及び形状		

(注) 図面には、会社名を記入し押印をお願いします。(表題欄等)

(審査期間)

申請書を受理した日から、通常要すべき標準的な期間を20日として審査を行い、許可・不許可の通知をします。

ただし次の日数を含まません。

- ・ 土曜日、日曜日、祭日、年末年始
- ・ 申請書の不備等により書類を補正するために必要な日数
- ・ 申請者に照会し、申請者が審査に必要な新たな書類、資料等を添付するために必要な日数
- ・ 申請者が自ら申請内容を変更するために必要とする日数

また、神奈川県土地利用調整条例の協議を要する場合は、審査結果通知書が交付された日以降に審査を開始します。

土砂埋立行為許可申請書

〇〇年10月1日

神奈川県 〇〇土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号 〇〇〇—〇〇〇〇
 住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号

氏 名 〇〇建設株式会社 (印)
 代表取締役〇〇〇〇

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第9条第1項の規定により、関係図書を添えて土砂埋立行為の許可を申請します。

土砂埋立区域の位置及び区域	〇〇郡〇〇町1000番地 他（別添図面のとおり）	
土砂埋立区域の面積	14,500m ² （別紙計算書のとおり）	○ 土砂をたい積、盛土する面積と、排水施設や調整池や進入路などを設置するために必要な面積の合計を記載してください。
土砂埋立行為を行う土地の面積	12,300m ² （別紙計算書のとおり）	○ 土地へ土砂をたい積、盛土する面積を記載してください。
土砂埋立行為の目的	他の場所への搬出以外 他の場所への搬出	○ 一時的な土砂のたい積と土砂の搬出を繰り返し行ういわゆるストックヤードの場合のみ、「他の場所への搬出」に○をつけてください。
土砂埋立行為の最大たい積時に用いる土砂の数量	54,000m ³ （別紙計算書のとおり）	
土砂埋立行為等に係る工事を行う期間	〇〇年11月1日 ~ ××年3月31日	○ 「土砂埋立行為等に係る工事」とは、土砂埋立区域内で土砂をたい積、盛土を行うための工事又は災害を防止するための擁壁工や排水施設を整備するための工事等、土砂のたい積、盛土を完成させるために必要なすべての工事を指しています。
土砂埋立行為を行う土地の区域における土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離	6 m	
排水施設その他の土砂の崩壊又は流出を防止するための施設の計画	別添図面のとおり	
土砂埋立行為等に必要な経費	18,000,000円	○ 「土砂埋立行為等に必要な経費」には、諸手続を行うために必要な経費や人件費なども加算した金額を記載してください。
土砂埋立行為の完了時及び最大たい積時の土地の形状	別添図面のとおり	
土砂埋立行為等を行っている間における災害発生の防止のための方法	別紙のとおり	○ 「災害発生防止のための方法」には、緊急時の体制や対応、交通管理、環境対策、現場の施工体系など土砂のたい積や盛土するうえで必要と考える方策を記載してください。

第7号様式（裏）

土砂埋立 行為等に 係る工事 を行う 元請負人	氏名又は名称及び 法人にあっては、 その代表者の氏名	株式会社△△建設 代表取締役△△△△	
	住所又は事務所 の所在地	××市××町××番地	
	必要な資格の有無	⑦（種類：とび・土工工事業）・無 神奈川県知事許可般〇〇第〇〇〇〇〇〇号 許可年月日：平成〇〇年〇月〇日	
土砂埋立 行為等 を行う土地 の所有者	氏名又は名称及び 法人にあっては、 その代表者の氏名	△△△△ ××××	
	住所又は事務所 の所在地	△△郡△△町△△3丁目3番3号 ××市××4丁目4番4号	
	土砂埋立行為等 を行うことについて の同意	〇〇年1月1日付け同意書のとおり	
土砂埋立行為に用いる 土砂の性質の区分	第1種建設発生土	<input checked="" type="checkbox"/> 第2種建設発生土	<input checked="" type="checkbox"/> 第3種建設発生土 第4種建設発生土 その他
その他参考となる事項	国有財産法、道路法、河川法 風致地区条例、森林法 完了後の排水施設管理者 ○○ ○○		
連絡先	工事部 土木課 係 電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線) 〇〇〇〇		

○ 土砂をたい積、盛土する行為は、建設業法別表第1下欄に掲げる土木工事一式工事業、とび・土工工事に分類されますので、原則として、建設業法第3条の許可が必要になります。なお、詳細については、各土木（治水）事務所へお問い合わせください。
○ 許可業種、許可番号、許可年月日を記載してください。

○ 土砂をたい積、盛土する土地と、擁壁、排水施設（調整池を含む。）を設置する土地のすべての所有者について記載してください。
○ 土地の所有者が多い場合は、別紙として提出することもできます。

○ 他の場所への搬出を目的としない場合の土砂埋立行為にあっては、第1種建設発生土、第2種建設発生土、第3種建設発生土といった通常の施工性が確保される土砂を用いることが必要です。

○ 土砂のたい積、盛土を行う際に必要となる他法令の諸手続を記載してください。
○ 土砂埋立行為等の完了後に排水施設等の跡地管理をする方の氏名、住所等を記載してください。

- 備考 1 土砂埋立行為に用いる土砂の性質の区分の欄の第1種建設発生土、第2種建設発生土、第3種建設発生土及び第4種建設発生土は、「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する区分をいいます。
- 2 土砂埋立行為に複数の種類の土砂を用いる場合は、用いる土砂の区分にすべて○印を付けてください。
- 3 その他参考となる事項の欄には、土砂埋立行為等の完了後に排水施設等を管理する者の氏名等を記載してください。

許可を受けようとする者が土砂埋立行為等に
必要な資力及び信用を有することを審査する
ための書類です。

第7号様式の2（第12条関係）（表）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

資力及び信用に関する申告書

〇〇年 10月1日

神奈川県〇〇土木事務所長殿
(神奈川県 治水事務所長)

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号
氏 名 〇〇建設株式会社
代表取締役〇〇 印

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第10条第1項第3号に規定する許可（第12条第1項に規定する承認）
を受けようとする者の資力及び信用に関して次のとおり申告します。

法人設立年月日	××年 12月 1日	資本金	1000万円		
前年度（個人にあっては前年）の納税額	0円	法令による登録等	「とび、土工工事業」の建設業法許可 神奈川県知事許可般〇〇第〇〇〇〇〇〇号 許可年月日：平成〇〇年〇月〇日		
土砂埋立行為その他の工事の経歴					
施工箇所	施工者	面積	土量	法令等の許認可の年月日及び番号	着工及び完了の年月
神奈川県◇◇郡 ◇◇町2000 他	△△建設 株式会社	2200 m ²	15000m ³	〇〇年〇月〇〇日 第〇〇〇〇〇〇〇号	△△年 △△月着工 ××年 ××月完了
		m ²	m ³	年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了
		m ²	m ³	年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了
		m ²	m ³	年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了
		m ²	m ³	年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了

○ 神奈川県内にあって、土砂埋立行為の経歴がある場合、他に優先して記載してください。

○ 許可業種、許可番号、許可年月日を記載してください。

第7号様式の2（裏）

土砂埋立行為等に必要な経費		18,000,000円
内 訳	準備工に要する経費（間接経費を含む。）	15,520,000円
	地盤改良（除草及び抜根を含む。）工	2,570,000円
	進入路造成工	2,570,000円
	排水施設（沈砂池及び調整池を含む。）工	4,110,000円
	擁壁工	6,170,000円
	その他（標識、くい及び丁張その他の必要な措置）	100,000円
その他の経費（間接経費を含む。）		2,480,000円

土砂搬入予定台数	3600台	
土砂搬入事業収入	36,000,000円	
準備工に要する経費の調達方法	自己資金	1,950,000円
	借入金	13,570,000円

- 備考
- 1 法令による登録等の欄には、建設業法第3条の許可を得ていること等について記載してください。
 - 2 土砂埋立行為その他の工事の経歴の欄には、行政庁の許可を受けて実施した土砂埋立行為その他の工事に係る経歴を記載してください。
 - 3 土砂埋立行為等に必要な経費は、申請書に記載した土砂埋立行為等に必要な経費と一致します。
 - 4 準備工とは、土砂埋立行為を行う前に行うこととなる地盤の改良（除草及び抜根を含む。）、進入路の造成、排水施設（沈砂池及び調整池を含む。）及び擁壁の設置、その他（標識、くい及び丁張の設置等）の必要な措置をいいます。
 - 5 その他の経費の欄は、盛土工、雨水排水溝設置工、のり面保護工、撤去工、その他の工事（準備工を除く。）及びこれらに係る間接費の経費の合計を記載してください。
 - 6 土砂搬入事業収入の欄は、土砂搬入予定台数に受入単価を乗じて得た金額を記載してください。
 - 7 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 前年度に係る法人事業税又は法人税の納税証明書（個人の場合は、前年に係る個人事業税及び所得税の納税証明書）
 - (2) 法人の登記事項証明書（個人の場合は、住民票の写し又は外国人登録証の写し）
 - (3) 準備工に要する経費を自己資金で調達する場合は、金融機関が発行する預金残高証明書
 - (4) 準備工に要する経費を借入金で調達する場合は、金融機関が融資することを証する書類

○備考7の(2)(3)(4)については、申請日前3か月以内に発行されたものを添付してください。

第7号様式の3（第12条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の能力に関する申告書

（平成16年7月1日前までに申請する場合にあっては、建設業法の規定により同法第3条の許可が必要な者に限る。）

〇〇年10月1日

神奈川県 土木事務所長殿
（神奈川県 治水事務所長）

土砂埋立行為の許可を受けようとする者

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇 〇〇



土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人

郵便番号 ×××-××××

住 所 ××市××町××番地

氏 名 株式会社△△建設

代表取締役 △△ △△



- 土砂をたい積、盛土する土地と、擁壁、排水施設（調整池を含む。）を設置する等土砂のたい積、盛土を完成させるために必要な工事の元請負人のすべてを指しています。
- 許可を受けようとする方が自ら施工する場合は、許可を受けようとする方が「土砂埋立行為等に係る工事」の元請負人となります。
- 元請負人が複数いる場合は、元請負人ごとに記載し、提出してください。
- 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の必要な能力とは、原則として建設業法第3条の許可を持っていることです。なお、詳細については、各土木（治水）事務所へお問い合わせください。

- 許可を受けようとする方、元請負人、双方の押印をお願いします。このうち元請負人からの印については申請時には押されていなくても受け付けられますが、許可の前には押印が必要になります。

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第10条第1項第4号に規定する土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の必要な能力について次のとおり申告します。

請負契約（予定）金額	1800万円		
土砂埋立行為等に係る工事を行うために必要な資格及び種類	建設業法第3条第1項許可とび・土工工事業 神奈川県知事許可般〇〇第〇〇〇〇〇〇号 許可年月日：平成〇〇年〇月〇日		
土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の土砂埋立行為その他の工事の経歴			
発注者	工事名	法令等の許認可の年月日及び番号	着工及び完了の年月
〇〇 〇〇	□□地区農地造成	〇〇年 〇月 〇日 第〇土第〇〇〇〇〇号	〇〇年〇〇月着工 □□年 □月完了
〇〇 〇〇	××地区農地造成	△△年 △月△△日 第□土第□□□□□号	△△年 △月着工 ××年××月完了
		年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了
		年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了

- 工事の請負金額が500万円を超える場合は、建設業の許可が必要になります。
- 許可業種、許可番号、許可年月日を記載してください。

- 神奈川県土砂の適正処理に関する条例の許可を受けて、土砂のたい積、盛土を行った経歴がある場合は、他に優先して記載してください。
- 他法令により許可を受けて行った工事があれば、記載してください。
- 元請け・下請けのいずれでも構いませんので、過去3年間の工事請負契約に基づく土砂の搬入を伴う工事に従事した経歴を記載してください。過去3年間で実績がない場合は、直近の経歴を記載してください。

- 備考
- 1 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人が複数いる場合は、元請負人ごとに1部ずつ提出してください。
 - 2 許可を受けようとする者が、請負契約によらないで自ら土砂埋立行為等に係る工事を行う場合にあっては、許可を受けようとする者が元請負人となるため、次のように記載してください。
 - (1) 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人に、自らの氏名等を記載してください。
 - (2) 請負契約（予定）金額の欄には、土砂埋立行為等に係る工事に必要な金額を記載してください。
 - 3 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人に関する次の書類を添付してください。
 - (1) 建設業法第3条第1項の許可書の写し
 - (2) 法人の登記事項証明書（個人の場合は、住民票の写し又は外国人登録証の写し）（許可を受けようとする者が自ら土砂埋立行為等を施行する場合は除きます。）

土砂埋立行為等を行う土地の所有者の同意書

土砂埋立行為の許可を受けようとする者

郵便番号 ○○○-○○○○

住 所 ○○市○○1丁目1番1号

氏 名 ○○建設株式会社

代表取締役○○ ○○ 

土砂埋立行為等を行う土地の所在及び地番

- ○○郡○○町○○1000番地1（別添図面のとおり）
- ○○郡○○町○○1000番地2

私は、神奈川県土砂の適正処理に関する条例第8条第2項の規定に基づき、上記の土砂埋立行為の許可を受けようとする者から、上記に記載した私の所有する土地における土砂埋立行為及び土砂埋立行為に伴う土砂の崩壊又は流出を防止するため必要な措置（以下「土砂埋立行為等」という。）について、説明を受けて当該土砂埋立行為等を行うことについて同意しました。

なお、説明を受けた事項は次のとおりです。


- (1) 土砂埋立行為の許可を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地
- (2) 土砂埋立行為を行う土地の位置及び面積並びに盛土の高さ
- (3) 土砂埋立行為後の土地の形状
- (4) 土砂埋立行為に伴う土砂の崩壊又は流出を防止するために設置する施設の位置及び構造
- (5) 土砂埋立行為等の手順と方法

○○年 ○○月 ○○日

土地の所有者


郵便番号△△△-△△△△

住所 △△郡△△町△△3丁目3番3号

氏名 △△ △△ 

郵便番号×××-××××

住所 ××市××4丁目4番4号

氏名 ×× ×× 

この同意書は、「土砂埋立行為等を行う土地」における登記簿上の土地の所有者に、土砂埋立行為を行うことにより変わる土地の形状、土地に設置される施設について説明し、同意を得たことを証明するための書

「土地の所在及び地番」

- 土地の所有者ごとに、①土砂をたい積する土地と②擁壁、排水施設（調整池を含む。）を設置する土地を記載してください。
- 2以上の土地を所有している土地の所有者にあっては、土砂埋立行為等に利用する全部の土地を記載してください。

ここに記載されている内容は、土地の所有者に説明する事項です。この内容を必要な図面等を示しながら説明し、同意を得てください。

- 1 土砂埋立行為許可を受けようとする方が、会社であれば、会社の経歴や資本金等の概要
 - 2 土砂埋立行為の工事を実際に行う方の建設業法などの許可と実績
 - 3 土砂埋立行為を行う区域全体と現在の状況
 - 4 土砂埋立行為を完了した後の土地の形状、擁壁・排水施設（調整池を含む。）が設置される場所
 - 5 完了後の土地、擁壁・排水施設（調整池を含む。）の補修を含めた管理方法など
 - 6 土砂埋立行為における埋立工法
 - 7 災害発生を防止するために行う擁壁、排水施設、囲いの設置、誘導員配置などの安全対策
- ※ その他、土地の所有者が求めた内容についても記載してください。

- 土地の所有者は、許可申請を行う時点で登記されている所有者です。
- 土砂埋立行為を行うために締結した契約における契約上の土地の所有者と、登記簿上の土地の所有者が異なる場合には、登記簿上の所有者が所有者の移転していることを認めていることが必要となります。この場合には、認めたことを証明する証明する書面を添付してください。
- 複数の所有者がいる場合は、全員の同意が必要なため、この場合、すべての所有者の住所と氏名をお書きのうえ、押印をお願いします。

許可が不要な土砂埋立行為

- (1) 土砂埋立行為を行う区域（土砂埋立行為が一団の区域において行われる場合は、当該一団の区域）の面積が 2,000 平方メートル未満の土砂埋立行為
- (2) 土地の造成その他の事業の区域において行う土砂埋立行為で当該事業の区域において採取された土砂のみを用いて行うもの
- (3) 港湾法第 2 条第 4 項に規定する臨港地区若しくは同法第 37 条第 1 項に規定する港湾隣接地域、漁港漁場整備法第 2 条に規定する漁港の区域（水域を除く。）又は港湾の設置及び管理等に関する条例第 2 条に規定する港湾の区域において行う土砂埋立行為
- (4) 採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂のみを用いて行う土砂埋立行為
- (5) 道路法第 32 条第 1 項の規定による許可を受けて行う土砂埋立行為
- (6) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂埋立行為
- (7) 国等が行う土砂埋立行為
- (8) 法令等の許可、認可その他これらに相当する行為で規則で定めるものを受けて行う土砂埋立行為であって、あらかじめ知事に届け出た（土砂埋立行為届（第 6 号様式）（P19）による）土砂埋立行為（～規則で定めるもの → P17、18）
- (9) 土砂埋立行為を行う土地の区域における土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が 1 メートル未満の土砂埋立行為
- (10) 陶器、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料（土砂の性質を改良するための原材料を除く。）としての土砂のみを用いて行う土砂埋立行為
- (11) 土質改良プラントその他の施設において化学的に性質を改良した土砂のみを用いて行う土砂埋立行為

他法令の許可を受けて土砂埋立行為を行う

次の法令の許可等を受ければ、本条例の許可が不要です

ただし、土砂埋立行為届（→P19）の提出が必要です

- 1 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 5 条第 1 項、第 48 条第 1 項又は第 95 条第 1 項の認可
- 2 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 56 条第 1 項の規定に基づく許可
- 3 採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条に基づく認可
- 4 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条の承認に係る道路に関する工事又は同法第 91 条第 1 項の規定に基づく許可
- 5 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 4 条第 1 項、第 14 条第 1 項若しくは第 3 項の認可又は同法第 76 条第 1 項の許可
- 6 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項（同法第 33 条第 4 項において準用する場合を含む。）又は第 6 条第 1 項（同法第 33 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可
- 7 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 8 条第 1 項若しくは第 37 条の 5 の規定に基づく許可又は同法第 13 条第 1 項の規定に基づく承認
- 8 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 18 条第 1 項の規定に基づく許可
- 9 住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）第 9 条第 1 項の規定に基づく許可
- 10 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく許可
- 11 新住宅市街地開発法（昭和 38 年法律第 134 号）第 46 条の規定に基づく認可
- 12 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 20 条の規定に基づく承認又は同法第 24 条、第 26 条第 1 項、第 27 条第 1 項若しくは第 55 条第 1 項の規定に基づく許可
- 13 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条の規定に基づく認可

- 14 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく許可
- 15 都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)第 7 条の 9 第 1 項、第 11 条第 1 項若しくは第 3 項の認可又は同法第 66 条第 1 項の許可
- 16 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく許可
- 17 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 15 条の 15 第 1 項の規定に基づく許可
- 18 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく一般廃棄物の最終処分場又は同法第 15 条第 1 項の規定に基づく産業廃棄物の最終処分場の設置の許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成 3 年法律第 95 号）附則第 4 条第 1 項又は同法附則第 5 条第 1 項の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項、第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 4 第 1 項の許可を受けたものとみなされるものを含む。）
- 19 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 8 条第 1 項（同法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）の認可
- 20 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）第 33 条第 1 項若しくは第 37 条第 1 項の認可又は同法第 7 条第 1 項、第 26 条第 1 項若しくは第 67 条第 1 項の規定に基づく許可
- 21 土採取規制条例（昭和 47 年神奈川県条例第 10 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく届出
- 22 神奈川県砂防指定地の管理に関する条例（平成 15 年神奈川県条例第 8 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく許可

土砂埋立行為届

〇〇年10月 5日

神奈川県 〇〇 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇郡〇〇町〇〇1500番地1

氏 名 〇〇土地区画整理組合
 組合長 〇〇 〇〇 回

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第9条第1項第8号の規定により、次のとおり届け出ます。

許可等を受けた事業に関する事項	事業の名称	〇〇地区土地区画整理事業
	法令等の名称	土地区画整理法
	許可等の時期及び許可等の番号	〇〇年10月1日 ΔΔ 第〇〇号
	許可等の区域の位置	〇〇郡〇〇町〇〇1500番地1 他
	許可等の区域の面積	53,000 m ²
	土砂埋立行為を行う土地の面積	18,000 m ²
	搬入する土砂の数量	30,000 m ³
	工事予定期間	〇〇年10月20日 ~ ××年3月31日
連絡先	工 事 部 土 木 課 係 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (内線) 〇〇〇	

注) 許可書の写し又は申請書（受理印を押したものに限り）の写しを添付してください。

問い合わせ先及び書類提出先

問い合わせ及び書類提出先	連絡先	所管区域
横須賀土木事務所 許認可指導課	〒238-0022	横須賀市 逗子市 三浦市 葉山町
	横須賀市公郷町1-56-5	
	Tel 045-853-8800	
	内線 631~634	
平塚土木事務所 許認可指導課	〒254-0073	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町
	平塚市西八幡1-3-1	
	Tel 0463-22-2711	
	内線 4113~4118、4124	
藤沢土木事務所 許認可指導課	〒251-0025	鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 寒川町
	藤沢市鶴沼石上2-7-1	
	Tel 0466-26-2111	
	内線 613~615	
小田原土木事務所 許認可指導課	〒250-0003	小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原町
	小田原市東町5-2-58	
	Tel 0465-34-4141	
	内線 561~563	
相模原土木事務所 許認可指導課	〒228-0803	相模原市（城山町、津久井町、相 模湖町及び藤野町の区域を除く） 大和市 座間市
	相模原市相模大野6-3-1	
	Tel 042-745-1111	
	内線 321~323	
厚木土木事務所 許認可指導課	〒243-0016	厚木市 海老名市 綾瀬市 愛川町 清川村
	厚木市田村町2-28	
	Tel 046-223-1711	
	内線 212~214	
松田土木事務所 許認可指導課	〒258-0003	南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町
	足柄上郡松田町松田惣領321	
	Tel 0465-83-0331	
	内線 581~583	
津久井土木事務所 許認可指導課	〒220-0073	相模原市（城山町、津久井町、 相模湖町及び藤野町の区域）
	相模原市津久井町中野937-2	
	Tel 042-784-1111	
	内線 461~464	
横浜治水事務所 許認可指導課	〒220-0073	横浜市
	横浜市西区岡野2-12-20	
	Tel 045-411-2500	
	内線 3141~3143、3145、3146	
川崎治水事務所 管理課	〒214-0038	川崎市
	川崎市多摩区生田4-25-1	
	Tel 044-932-7211	
	内線 207~209	
技術管理課 建設リサイクル推進班	〒231-8588	条例全般についての問い合わせ
	横浜市中区日本大通1	
	Tel 045-210-1111	
	内線 6126~6127	

注) 名越隧道、相模川及び酒匂川の区域については、所管が異なる場合がありますので、詳しくは各土木・治水事務所へお問い合わせください。

秦野市、伊勢原市、南足柄市の区域では、2,000平方メートル以上の土砂埋立行為許可は市の条例が適用されますので、それぞれの市にお問い合わせください。

技術管理課ホームページ：

http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/gi_jutukanri/dosyatekisei1/toppage.htm

発行元：県土整備部技術管理課